

なり

同

新法

二十八

或母の日記（第四回）

無名氏

明治三十三年九月三十日生れの女子生後八九十ヶ月間の記事

五月二十日 澤庵漬をあげて下に落すも拾ひ得

るようになれり。眠りたきときは両手にて目をこ
することを覚えたり。

葱を能くあらひて剖きて寸ぐらるに切て、若布を
水にあらひ湯にてどし、みち(すぢの事)をとり去
り指にて摘みて小さくして、まぐろを能う程に切
て。以上の三種を酢に漬けふき、よき味噌に砂糖
を入れませて、すりばちにて能くすり、右の三種
を酢よりあげて、酢をきりて、これに入てあへる
なり

(るの部)

るりやき鯛の擦へかた

鯛の切身に、玉子の黄味をねりてやくなり、
してなほれり。今迄は知らぬ人を見るときは泣く
癖ありしが、此頃よりあまり泣かぬやうになれり。
六月五日 母につれられ糸魚川町に行き知るべの
もとに二泊してかへり、町よりかへりひるねに
父のよみをる雑誌をほしがれり、夜古雑誌一冊與
へたれば喜びてもてあそぶ。

- 九日 母と共に上州玉明舎にて寫眞をうつせり。
- 十二日 他の家にて二歳なる男子と太鼓を弄ひ、二つの内各々鳴りのよきものを取らんと争へり。
- 十五日 うしろの方より荷馬車の来るを見付け近くに及び右より左へ見送れり。
- 十七日 祖母の許へ寫眞を送る。
- 今月初旬より食時の傍にあり、膳を引き椀をつかみ飯びつに打ちかゝり寸時も目を放つと出来ず。
- 二十日 小學生徒習字の彩色畫の壁ぱりせしを見て大に喜べり。
- 二十三日 より口の中にルールーと舌をまわす、此頃より起きかへり上手になれり。
- 廿六日 はじめて葛湯を與へしに一小皿程食し終り尚ほしがれり。
- 廿七日 飯びつの傍にあり片手に杓子を持ち片手に持てば平服せり。
- 廿九日 二尺程の縁側より落ち、少し泣きしも別に怪我なし。子守學校或は説教場の如き人々の集れる所に連れ行くときは大に喜ぶ。此月の末より飯をかみてたまくに興ふればうれしがつて母のあごをふさぶ。
- 七月二日 母の實家より夏のうぶき一襲送り来る、同時に縫ひたる赤き猿とぶちの犬とを貰ひたるも、此等の物は未だ喜ばず此時貰ひたる麥コーセンは喜びて食せり。此頃より御免ぐと云へは顔を左右にふる事をふばえたり。
- 十日 大便を失して冷水にて洗ひやりたるに、翌日より熱を出し、疳消丸三服を用ひたるも熱去らず、十三日相澤玄伯醫の診察を受け散薬二服を用ひたれば平服せり。